平成２８年（フ）第２１０３号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目20番13号
債務者　武藤　ゆり
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１８号
横浜市神奈川区亀住町４番地41　日原荘Ａ―201号
債務者　佐々木明子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２４号
群馬県高崎市問屋町２丁目１番地２
破産者　株式会社Ｔ－ｓｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１３２号
群馬県高崎市神戸町563番地１
破産者　株式会社Ｗｉｓｔｅｒｉａ
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７５号
埼玉県比企郡川島町大字伊草80番地１
破産者　株式会社ヤナイ
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３号
千葉県大網白里市駒込780番地１　サービス付き高齢者向け住宅おおあみの里、開始決定時の住所千葉県茂原市長尾2694番地64（プラチナプレイス新茂原206号）
破産者　亡細野鶴雄相続財産
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１０５８５号
東京都千代田区六番町13番地
破産者　クレアフーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５８６号
大阪府大阪市西区江戸堀２丁目７番４号
破産者　ＩＰＥＲＡ有限会社
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５８７号
東京都千代田区六番町13―502
破産者　株式会社ＣＥＲＥＢＲＵＭ
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１８号
東京都八王子市別所１丁目15番地12クイーンベル105号
破産者　星野　則昭
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６０号
東京都羽村市羽中２－４―27レオパレスウイング203、住民票上の住所千葉県大網白里市みどりが丘２丁目６番地23
破産者　八鍬　勝秀
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７２号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘21番10号
破産者　株式会社ブルーベア
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８６号
名古屋市西区長先町153番地
破産者　名三機工株式会社
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３２号
札幌市中央区北二条西２丁目32番地第37桂和ビル５階
破産者　株式会社フィットコム
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１６号
愛知県小牧市光ケ丘４丁目22番地の５
破産者　有限会社エヌアールエフ興業
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０５９号
大阪府箕面市船場西２丁目２番１号　ニューエリモビル
破産者　株式会社はなまる
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５号
釧路市愛国東２丁目11番16号
破産者　有限会社あんざいシューズ
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３５号
山形県米沢市花沢町１丁目６番５号
破産者　有限会社文右衛門
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１００１号
横浜市都筑区茅ヶ崎中央18番５号
破産者　株式会社フルークヘル
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８号
岐阜県関市武芸川町八幡1406番地２
破産者　東海観光開発株式会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
三重県松阪市駅部田町271番地５　クレイン203
破産者　寺脇富次夫
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部